

＊みなさんの質問箱＊ 海外移住植基金

問 来月の終りにブラジルへ移住することに
なっているのですが、財産の処分につ
いては、田畑は一応カタがつきました。家
屋と山林はまだ見込みがつかないのです。
勿論処分しようと思えばいつでも処分でき
るのですが、買手が足許をみて、相当買い叩か
れることを覚悟しなければなりませんので、適
正な値段で処分でき、しかも短時間で資金調達
ができるような方法はありませんか？ 又、買
い手も資金面で困っているようで、なか／＼話
がすすみません。聞くところによると植基金
を移住者のために作ると云う話ですが……。

答 移住者の財産が、はやく、適正な値段で
処分できるように、あなたがおつしやる農
業拓殖基金協会が熊本県にも設立されたが
これは移住者であるあなたの財産を買受けよう
とする人、(財産取得者)が、買受けに必要な
資金を所属の農協から借りる場合、基金協会が
農協に対して債務を保証するという制度です。
貸付条件は、一買受者に対し三十万円が限度
で、一年据置の五年均等償還、利率は年一割と
いうことになっています。

貸付対象は、田畑は勿論家屋、山林、宅地な
ど担保として価値のあるものがその対象とな
ります。
問題は、移住者のこれらの財産を適正に評価
することにあると思いますが、これは適正な価
格で処分できるような農協を中心とした価格評定
委員会のようなものを設けて、より適正な取引
が行われるようにしなければならぬと思いま
す。

問 では私も早速基金協会の債務保証をうけ
て、財産を処分したいと思いますが、どの
ような手続きが必要ですか？

答 財産を手放すあなたはその必要はない
のです。あなたの財産を買受けようとする
人に、農協がその財産を担保にして貸付けるわ
けですから、その人が借り入れ手続をしなけれ
ばなりません。
然し財産を処分するあなたも、一応その手続
きなり実際にあなたの手許にお金が入ってくる
までの経路を知つておくことが必要です。か
ら、その手続きを御紹介しておきましょう。

1. 先ずあなたの財産を買受けようとする人が所
属の農協に「債務保証委託書」を提出します
農協では提出された委託書を調べて、債務保
証付貸付をしてい、かどうかの「意見書」を
作つて、基金協会へ委託書と一緒に提出しま
す。

2. 基金協会では、農協の意見書によつてその貸
付に対し債務保証をどうかを調査し
て、適当と認められた場合はじめて債務保証を決
定します。そうして債務保証承諾書を買受け
る人へ、又、債務保証書を農協へそれ／＼送
付します。

3. そこで農協は買受け人へ資金を貸出すこと
になります……
4. その金は買受け人から移住者であるあなた
へ渡るわけです。買受け人が農協へ手続き
をしてから、あなたへ金が渡るまでの期間は
大体二十日位と考えて頂ければいいと思いま
す。万一買受け人が借りた金を農協へ返す
ことができなかつた場合は、基金協会はそれ
の人が借りた金や利子などを農協へ弁済しま
す。いわゆる債務保証をすることになります
の代り、今度は基金協会が農協の債権をその
ま、引き継いで、買受け人から直接貸金や
利子などを取り立てることになります。
だから、農協は安心して貸付けることがで
きるわけで、貸付金が回収不能になることは
ありません。

★但し、貸付財源に限度があるので、
次のような制限がある。
(イ) 医療費の支給は一年間。
(ロ) 医療費の支給を受けていて、その負債
又は疾病で、支給開始一年経過後に死
亡した場合は、死亡見舞金は支給され
ない。
(ハ) 高等学校の生徒で、故意の犯罪行為や
故意による負傷などの給付、或は重大
な過失による場合の療疾見舞金は支給
しない。
(ニ) その他特別の場合、給付の制限をうけ
ることもある。



学校安全会とは
子供が体操の時間に
ケガをした……
そんな時には治療費
が支給されます

多い児童生徒の事故

修学旅行の途中列車から落ちて死亡し
たり、通学途中自動車にひかれた、或は
臨海学校の水泳練習中死亡した……など
という事件は、これまでしばしば新聞紙
上ににぎわした。

そればかりではない。鉄棒から落ちて
腕を折つたり、ケガをしたり、集団食中
毒にかゝつたり……県内でも年間約五千
数百件という多数の事故が起つている。
だが、これまでその治療費などすべて
保護者が負担していた。貧しい家庭だと
当然治療すべき負傷を放置した、と
う／＼不具者になつた例もある。これら
に対して「公的」には何の救済方法も、
見舞金を贈る措置もなかつた。

これを何とか救おうという全国の教育
関係者やPTAの皆さんのねがいででき
たのが、この「学校安全会」。その法律
「日本学校安全会法」は昨年十二月十七
日議会を通過し、同日公布されたが、「
学校安全会」の本部は去る三月一日発足
し、各都道府県の支部も四月一日全国一
斉に発足した。

安全会から医療費を

この学校安全会の仕事は、全国学校の
児童生徒及び幼稚園児を対象として、学
校の管理下にある間は勿論、登下校中の
場合でも、負傷、疾病、不慮の災害を受
けた場合、一定の医療費や見舞金を支給
しようというものである。

このほか、この安全会の仕事には安全
教育や安全管理の指導も含まれており、
子供をもつ家庭にとつては心強い制度で
ある。
医療費や見舞金の給付は総括して「災
害共済給付」と呼ばれるが、その内容は
次のようになつてゐる。
負傷、疾病に対する医療費
健康保険なみの診療報酬の二分の一相
当の金額が支給される。

昭和三十六年度からは国民皆保険とな
るので、健康保険の二分の一を合わせ
ると医療費は無料となる。
療疾見舞金
不具療疾になつた場合は、その程度に
応じて、五千円から十三万円までの範
囲で、文部省令で定められた額が支給
される。

死亡見舞金
死亡の場合は十万円の見舞金が支給さ
れる。

掛金は小・中学生で
年間十円でいい

学校安全会がこの共済給付の財源にあ
るため、学校の設置者は、保護者の同意
を得た上で、保護者から掛金を徴収して
学校安全会に払い込むわけであるが、そ
の一年間の総額は次のようになつてゐる
一 義務教育(小・中学校)
生徒一人当り(市町村負担合計) 年間二十円
生活保護世帯の生徒一人当り 四円
二 高等学校(公立、私立とも) 年間三十五円
全日制 年間三十五円
全日制の実習給にのる課程の生徒 二〇〇円
三 幼稚園(保育所を含む) 年間十二円
通信教育 〃 〃 十五円
定時制 〃 〃 二十円
特別に義務教育の小・中学校の場合は、
保護者負担額は大体半額の十円でいいに
なる。というのは、政令で掛金の4/10)

6/10が保護者負担と定まつており、不
足分は市町村が出すことになつてゐる。
(然し、国は市町村に対して、この負担
額分として、掛金額の二分の一程度を地
方交付税の中に含めてくれるので、実質
上市町村の負担はないことになる)
又、このほかに、生活保護世帯はこ
れに準ずる家庭の子供の掛金(年間四円)
は、国と学校設置者が掛けてくれるので
自己負担はなくなるわけである。
この法は、義務教育の学校を中心とし
て作られた関係上、高等学校や幼稚園な
どは、法の適用はうけられないが、小・中
学校のように国の補助を受けることは今
のところできないのは残念であるが、今
後この問題の解決に努力の必要があるう

保護者全員の同意を

学校安全会の加入契約は、学校の設置
者(設置者が地方公共団体の場合は教育
委員会)がすることになつてゐるが、こ
の場合、保護者の同意が必要条件となつ
てゐるので、同意が少い場合は、安全会
としてはその加入を拒むことができるわ
けである。
一カ年僅か十円程度の負担で、子供の
補償が得られるのであるから、保護者全
員の同意が強く望まれている。

契約は昭和三十五年年度に限つて七月十
日まで、共済掛金の払込み期限は七月二
十日までとなつてゐるが、三十六年度か
らは、契約が五月一日、掛金の払込みが
五月二十日までとなつてゐる。
学校教育を安心して受けられるよう、
関係者ごつてこの学校安全会をもちた
て、いきたいものである。(体育保健課)

☆ 身体障害者のための福祉強調運動はじまる ☆

ありません。又書類上の手続きも、自作農維
持創設資金を借入れる場合よりもずっと簡単
に移住資金の調達ができるわけです。
詳しいことは、市町村役場、農協、県移
民課又は熊本海外協会へおたずね下さ
い。(移民課)

身体障害者福祉法が二十五年四月
に施行されてから今年で十年にな
りまして、全国的に身体障害者
福祉週間や福祉強調月間が展開され
てゐます。
県下の身体障害者は二三、〇〇〇
人ですが各種の授護の措置を受ける
ためには身体障害者手帳が必要で
その手帳の交付を受けている人は
この内二〇、一〇〇人(八七%)で残
り一三%の方々はまだ手帳の交付を
受けていない状況です。
そこでまだ交付を受けてない方々
は一日も早く郡市の福祉事務所又は
町村役場に相談のうえ手帳の交付を
受けて下さい

運動の内容

身体障害者及び一般県民に対して
身体障害福祉事業に対する理解と関
心を高め、身体障害者福祉法の普及
徹底並びに事業内容の公開等を行
う。
△期間 四月一日から五月末日まで
△実施事項 一、県では (一) 身体障害者の更生
援護者、自立更生行政功労者
の表彰 (二) 巡回診査 (三) 広報活
動 (四) 無料相談(日赤病院)
二、市郡では (一) 管内障害者の実
態調査 (二) 更生指導台帳の整備